

津島市公共施設等LED照明導入事業公募型プロポーザル方式による 業者選定実施公告

津島市公共施設等LED照明導入事業について、公募型プロポーザル方式により業者の選定を行うので次のとおり公告する。

令和5年5月22日

津島市長 日比 一 昭

1 事業の概要

(1) 事業名

津島市公共施設等LED照明導入事業

(2) 事業の目的

庁舎や文化会館などの市保有の公共施設等の照明をLED化することによって電気使用量の削減や排出CO2の削減等を図るもの。

(3) 事業内容

- ア 器具及び設置に必要な付属品一式の賃貸借
- イ 器具及び設置に必要な付属品一式の取替等工事
- ウ 既設照明の電力契約の把握とLED化に伴う契約変更申請
- エ 既存設備の撤去・運搬・廃棄処分
- オ 事業達成のために必要な現地調査・設計業務等
- カ 取り替えたLED照明の保守
- キ 取替工事完成図書作成業務

(4) 賃貸借期間

令和6年4月1日から10年間(120か月)

すべての施設の照明器具を令和6年3月31日までに設置すること。

賃貸借期間終了後、津島市に無償譲渡すること。

2 参加資格

(1) 本プロポーザルに参加できる者は、リース事業者を含めた複数の企業の共同体(以下「グループ」という。)とし、本プロポーザルへの参加申込時に全構成員を明らかにして、本事業に係る連帯責任を負うものとする。また、各構成員が以下の役割を分担するものとする。

- ア リース 役 割 契約等諸手続きを行い事業遂行全般の責を負う事業者
- イ 施 工 役 割 工事に関する業務をすべて実施する事業者
- ウ 調査設計役割 調査・設計業務を実施する事業者

※1 上記ア～ウ以外の本事業に必要とされる事業者がいる場合は、構成員に含めることができる。

※2 グループの代表者はリース役割事業者(以下「代表者」という。)とする。

※3 リース役割以外の各役割は、一者でなく、複数者での構成も可とする。

- (2)代表者は、津島市競争入札参加資格者名簿において「リース・レンタル」に登録された者であること。
- (3)代表者は、当該プロポーザルの参加資格確認申請日からさかのぼって5年以内に、官公庁発注の公共施設のLED照明賃貸借について、1件が5千万円以上の実績を有すること。
- (4)施工役割の事業者は、津島市競争入札参加資格者名簿において「電気工事」に登録された者であること。
- (5)構成員は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (6)構成員は、津島市指名停止取扱要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- (7)構成員は、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (8)構成員は、次のいずれの場合にも該当しないこと。
- ・役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。
 - ・暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ・役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ・役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - ・役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ・営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知らながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
- (9)参加表明時は、応募者の各役割の構成員を全て明らかにし、その役割分担を明確にすること。
- (10)入札参加資格者名簿に未登録の者は、次の表に掲げる書類(申請日において、発行日より3か月以内のものとする。(鮮明であれば全て写しは可だが、写しの場合は原本証明されていること。))を提出し、津島市が了承すれば当該プロポーザルに参加することができる。

| 書類名 | 摘要 |
|----------|------------------------------|
| 登記事項証明書等 | 法人の方のみ 登記事項証明書(履歴事項全部証明書) |
| 身元証明書 | 個人の方及び受任者(本籍地の市区町村で発行) |

| | |
|------------------|--|
| 委任状 | 契約権限等を委任する場合のみ。様式は任意のもの |
| 印鑑証明書 | 法人は法務局、個人は市区町村証明のもの |
| 納税証明書(国税) | 法人の方「その3の3」 / 個人の方「その3の2」 |
| 納税証明書 (愛知県税) | 愛知県に納税義務がある場合のみ 県税事務所が発行した納税証明書(未納税額がないこと用) |
| 納税証明書(津島市税) | 津島市に納税義務がある場合のみ(完納証明書) |
| 許可登録等を証明する 書類 | 法令により必要とする業種のみ |

3 選考方法

津島市プロポーザル選考委員会(公共施設等LED照明導入事業)にて、プレゼンテーション審査を行い、選定を行う。

4 応募手続等

(1) 担当部局(書類の提出先及び問い合わせ先)

〒496-8686 津島市立込町2丁目21番地

津島市総務部財政課(担当 平田、犬飼)

電話 0567-55-9989

電子メールアドレス zaisei@city.tsushima.lg.jp

(2) 実施要領等の交付

実施要領その他の資料の交付については、次のとおりとする。

ア 交付期間

令和5年5月22日(月)から同年6月30日(金)までの午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、津島市の休日を定める条例(平成元年条例第28号)第1条に規定する市の休日を除く。

イ 交付場所

津島市公式ホームページにおいて交付

ウ 交付する書類

実施要領、別紙1対象施設一覧、仕様書、様式1-9(様式7を除く)

様式7は参加申請した事業者のみに配布する。

(3) 実施要領等に対する質問期限及び回答

ア 実施要領、別紙1対象施設一覧、仕様書、様式1-9等に対して質問することができる者は、上記2の参加資格を満たしている者とする。

イ 質問方法

質問書により電子メールで行うこと(郵送、持参等不可)とし、添付の1ファイルにまとめて送信すること。送信後、電話等で着信確認すること。

ウ 質問期限

令和5年6月12日(月)午後5時00分までに必着

質問期限以降の質問は、一切受け付けない。

エ 回答日・回答方法

令和5年6月26日(月)までに津島市公式ホームページにおいて掲載する予定である。

(4) 企画提案書等の提出

プロポーザルに参加しようとする者は、実施要領、仕様書等の各規定を理解したうえで、次に掲げる提出書類を提出すること。

ア 提出書類

- ① 参加申込書(様式第1)
- ② 誓約書(様式第2)
- ③ 参加資格確認書(様式第3)
- ④ 会社概要書(様式第4)
- ⑤ グループ構成表(様式第5)
- ⑥ 代表者の過去5年間の官公庁発注の公共施設のLED照明賃貸借について1件が5千万円以上の実績すべてが一覧となってわかる書類(様式任意)
(業務名、発注者名、契約年月、契約金額が記載されていること)
- ⑦ 施工役割事業者の過去5年間の官公庁発注の電気設備工事の実績すべてが一覧となってわかる書類(様式任意)
(工事名、発注者名、契約年月、契約金額が記載されていること)
- ⑧ 社会的取組を証明する書類(様式任意)
- ⑨ 提案書提出届(様式第6)
- ⑩ 提案書
- ⑪ 既存照明・提案LED照明リスト及び省エネ試算表(様式第7)
- ⑫ リース費内訳明細書
- ⑬ 機器仕様明細書

イ 提出場所 上記4(1)に同じ。

ウ 提出方法及び期限

持参又は郵送に限る。なお、郵送の場合は必着とし、郵便事故等については提出者のリスク負担とする。また、書類によって提出期限が異なるので注意すること。

・書類①から⑧ 令和5年6月30日(金)午後5時00分まで

・書類⑨から⑬ 令和5年7月10日(月)午後5時00分まで

(5) プレゼンテーション審査

ア 実施日 令和5年7月21日(金)

イ 実施場所 津島市役所 入札室

ウ 提案時間 35分間(提案説明は、本業務に従事する者が行うこととする。)

エ 質疑応答 15分間

オ スクリーンは本市で用意するものとし、パソコン、プロジェクターその他の必要機材は提案事業者が準備すること。

カ その他プレゼンテーションに係る事項は実施要領を参照すること。

(6) プレゼンテーション審査の結果通知

プレゼンテーションを行った全ての者に対し、プレゼンテーション審査の結果を通知する。

ア 通知日 令和5年8月2日(水) 予定

(7) その他

ア 失格となる企画提案書

企画提案書が次の各号のいずれかに該当する場合は、失格となる場合がある。なお、失格となった場合は、別途通知する。

- ① 参加資格要件を満たしていない場合、又は候補者決定までの間に参加資格要件を満たさなくなった場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- ④ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- ⑤ 見積書の金額が予算額を超過した場合

イ その他

- ① 提出書類の作成等参加に係る全ての費用は、提案者の負担とする。
- ② 提出期限以降における企画提案書の差替え及び再提出は認めない。
- ③ 全ての提出書類は、返却しない。
- ④ 提出された企画提案書は、業者の特定以外には提案者に無断で使用しないこととする。ただし、提案の内容について今後の参考とすることがある。
- ⑤ 提出された書類は、業者の特定を行う作業に必要な範囲において、複製することがある。

5 その他の留意事項

詳細は、実施要領、仕様書等による。